



議案第百十二号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
をする。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田積

三朝町条例第

号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十万九千円」「十三万二千円」を「十万円」「八万八千円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

（報酬等の内払）

2 改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和五十一年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。